

公示番号：161014

国名：ミャンマー

担当部署：東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

案件名：民間保険分野に係る情報収集・確認調査（民間保険）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：民間保険
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年2月上旬から2017年4月上旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50M/M、現地 1.00M/M、合計 1.50M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	30日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年1月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年1月26日
(金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 20点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 4点
- (計 100 点)

類似業務	民間保険や金融規制に係る各種調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ミャンマーでは、2013年に民間保険市場の開放がなされたが、民間保険各社の発展は遅れており、国民生活のリスク低減のため、民間保険業界の振興が急務となっている。

生命保険については、2013年までの60年間、国営保険会社1社の独占市場であり、強制保険の公務員保険及び軍人保険の取り扱いがほとんどであった。市場開放後も、現在販売されている保険商品の内容は死亡保障及び積立保障のみと限定的であり、保険金は小規模、料率が悪く、積立の場合元本割れするといった問題が指摘されている。

損害保険についても生命保険と同様、国営保険会社1社の独占市場が続いたため、営業活動は活発でなく、認知度が低く、損害保険の未加入が一般的である。保険商品の内容についても、保険金の支払限度額が限られ対人重篤事故のケースでは賄いきれていない。販売可能な商品内容は古く、価格適正の検証も不十分な内容である。

保険監督行政についても、独占市場下において保険分野での監督を担うミャンマー計画・財務省の一部局である金融規制局(Finance Regulation Department、以下「FRD」という)において、監督・検査や規制のノウハウの蓄積がなされておらず、適切な保険監督行政の確立が急務となっている。

こうした状況下、本調査はミャンマーの民間保険（生命保険及び損害保険。民間の医療保険など、この二つに含まれない保険についても、ミャンマー国内で商品が流通していることが判明した場合は調査対象とする。）と、民間保険の監督行政の現状を調査し、課題抽出を行うことで、支援すべき分野及び有効なアプローチを検討するための情報を得ることを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、JICAと協議・調整しつつ、担当分野に係る基礎情報収集のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2017年2月上旬）
 - ①JICA 東南アジア・大洋州部等と業務方針を協議する。
 - ②調査の背景・内容を把握の上、ミャンマー側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（英文）を作成する。
 - ③質問票を、JICA ミャンマー事務所を通じて各機関に配布する。
- (2) 現地業務期間（2017年2月中旬～2017年3月中旬）
 - ①JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
 - ②ミャンマー側関係機関に対して調査の趣旨を説明する。

- ③ミャンマー側関係機関や保険事業者へのインタビューを通し、ミャンマーの民間保険分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的に収集すべき項目は以下のとおり。
- ア) 民間保険業に係る法律、規則、命令、指針等の国内制度（ストレステストや負債十分性テストの実施方針、健全性判定方法、健全性判定基準、ソルベンシー・マージンの計算方法や規制、保険契約準備金に関する規制等含む）
 - イ) 民間保険事業者の状況（会社名、事業者数、組織体制（会社の形態、役員の構成等）、従業員数、資産規模、資産構成、支店数、支店所在地、運用資産のリスク管理の状況及び意識等）
 - ウ) 外資民間保険事業者の参入状況（会社名・国籍・見込み）
 - エ) 民間保険事業者の約款、商品等に対する認可手続きフロー（認可までの日数、申請書・報告書の様式、認可に係る当局の体制等）
 - オ) 民間保険事業者が提供する商品の概要
 - カ) 民間保険事業者の約款、商品等に対する認可状況（申請および認可の件数。認可拒否の場合の理由等）
 - キ) 民間保険事業に関する統計（保険契約件数、顧客数、保険種類別契約高、収入保険料、支払保険金、保険金支払い件数、地域別データ、家計貯蓄の状況（地域区分、所得区分ごと）等）
 - ク) 民間保険事業者が支店を開設する際の手続概要（申請書類一式等）
 - ケ) 保険募集人・保険仲立人等の概要（制度、人数、法人代理店数等）
 - コ) 国内・海外再保険の状況（規制、再保険の利用実績、各社の再保険の契約相手方等。再保険に類似する国内の仕組みの調査も含む。）
 - サ) 保険業協会の設立の状況（規程類、組織構成、設立の進捗状況、協会設立の趣旨背景必要性等に係る当局や保険会社の意識）
 - シ) 保険料率算定機構の必要性に係る保険会社の意識
 - ス) 外国資本により設立された保険会社の新規参入にかかる意識
 - セ) 世界銀行等国際開発機関の支援状況
- ④ミャンマー側関係機関へのインタビューを通し、ミャンマーの民間保険分野の監督行政についての情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的に収集すべき項目は以下のとおり。
- ア) 民間保険に係るミャンマー政府の行政組織体制の概要
 - イ) 監督および検査の関係部署（FRD 等、計画・財務省組織内での監督部局および検査部局の位置づけ、権限、部署の人員数等）
 - ウ) 監督に係る規程・ガイドラインの内容および実施状況
 - エ) モニタリング方法（オンサイトおよびオフサイト双方の手順や頻度および実施体制、年度ごとの実績、モニタリング指針等。保険会社の資産運用、統合的リスク管理に係るモニタリングの方針・体制も含む。）
 - オ) 外国資本により設立された保険会社の新規参入にかかる保険監督当局の意識（市場へのインパクトの評価、許認可の段取り、将来的な対象拡大等）
 - カ) 現行の保険監督制度の問題点や今後取り組むべき課題に係る保険監督当局や保険会社の意識
 - キ) 世界銀行等国際開発機関の支援状況
- ⑤担当分野に係る現地調査結果を JICA ミャンマー事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年3月下旬)

- ① 帰国報告会及び国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② ミャンマー民間保険に係る情報収集・確認調査報告書(案)を作成し、JICA 東南アジア・大洋州部に提出する。
- ③ 報告書(案)に対する JICA 東南アジア・大洋州部等からのコメントに基づき、必要に応じて報告書(案)を修正の上、最終化し、成果品としてミャンマー民間保険に係る情報収集・確認調査報告書を JICA 東南アジア・大洋州部に提出する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) ミャンマー民間保険に係る情報収集・確認調査報告書

提出時期：2017年4月上旬

部数：和文1部

体裁：電子データで提出する。

備考：収集した法令等を、参考資料として報告書に添付すること(緬文・英文・和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ヤンゴン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2017年2月中旬～3月中旬を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務従事者単独での業務となります。ただし、JICA ミャンマー事務所員が、調査の一部に同行する場合があります。

③ 便宜供与内容

JICA ミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

あり（英⇄緬）

オ) 現地日程のアレンジ

原則としてコンサルタントがアレンジ。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

ミャンマー民間保険に関連する以下の資料を当機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課（TEL:03-5226-9085）にて配布します。

- ① 保険業法（1996年法律“Insurance Business Law”）
- ② 保険業法規則（1997年通知“Insurance Business Rules”）
- ③ 保険法（1993年法律“Myanmar Insurance Law”）
- ④ 保険法規則（2003年通知“Third-Party Liability insurance Rules”）

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。

以上